

2. 宇土市まちづくり基金助成金（ＬＥＤ防犯灯整備の取組）

担当課：まちづくり推進課 市民活動支援係



■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織又は地区振興会

■対象事業等

地域において歩行者等の夜間における通行の安全を確保し、防犯に資するためＬＥＤ防犯灯を整備する事業。

《助成対象経費》

- ① 工事請負費
- ② 委託料
- ③ 原材料費
- ④ 役務費（手数料）
- ⑤ その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

- (1) 補助率：3/4 以内
- (2) 限度額：1灯につき 3万5千円

■申請時期

随时受付。

ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

3. 宇土市まちづくり基金助成金（自治組織の備品整備の取組）

担当課：まちづくり推進課 市民活動支援係



■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織

■対象事業等

自治組織の住民活動に必要な備品の整備事業。

《助成対象経費》

- ① 備品購入費
- ② その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

- (1) 補助率：1/3 以内
- (2) 限度額：10 万円

■申請時期

随时受付。

ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

《助成金交付回数》

1 年度当たり 1 事業実施者につき 1 回まで

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

4. 宇土市まちづくり基金助成金（自治組織の施設整備の取組）

担当課：まちづくり推進課 市民活動支援係



■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織

■対象事業等

自治組織の住民活動に必要な施設（自治公民館等）の整備事業。ただし、助成対象経費が3万円未満の事業を除く。なお、施設整備とは、建物等の構造物の新築・増築・改修又は取得をいう。

《助成対象経費》

- ① 工事請負費
- ② 委託料
- ③ 原材料費
- ④ その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

- (1) 補助率：1/3 以内
- (2) 限度額：30万円

※ 台風や落雷等の自然災害により被災した施設（自治公民館等）を整備する場合には、【補助率：1/2 以内、限度額：50万円】を適用する。

■申請時期

随时受付。

ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

《助成金交付回数》

1年度当たり 1事業実施者につき 1回まで

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

5. 宇土市まちづくり基金助成金（地域活性化につながる取組）

担当課：まちづくり推進課 市民活動支援係



■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織又は市民活動団体

■対象事業等

地域住民の交流につながるソフト事業又はその他事業実施者が自主的かつ主体的に行う地域活性化につながる公益的なソフト事業。

《助成対象経費》

- ① 報償費
- ② 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び看板・横断幕等作成費）
- ③ 役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び保険料）
- ④ 委託料
- ⑤ 使用料及び賃借料
- ⑥ 原材料費
- ⑦ その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

- (1) 補助率：1/2 以内
- (2) 限度額：10 万円

■申請時期

随时受付。

ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

《助成金交付回数》

1 年度当たり 1 事業実施者につき 1 事業とし、1 事業につき 1 回まで。ただし、市長が複数年にわたる支援が必要と認める事業を継続する場合は、1 年度当たり 1 回の交付を 3 回を限度に受けることができる。

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

6. 宇土市まちづくり基金助成金（地域の宝活用の取組）

担当課：まちづくり推進課 市民活動支援係



■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織又は市民活動団体

■対象事業等

地域の名勝や公園、文化財周辺の整備等、地域拠点の活用につながるハード事業又はその他事業実施者が自主的かつ主体的に行う地域資源活用につながる公益的なハード事業

《助成対象経費》

- ① 工事請負費
- ② 委託料
- ③ 原材料費
- ④ その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

- (1) 補助率：1/2 以内
- (2) 限度額：50 万円

※ 事業実施による地域課題解決の効果が期待でき、モデル的な取組として、他地域への波及が期待できる事業を実施する場合は 300 万円。その場合、審査会による審査あり。

■申請時期

随时受付。

ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

《助成金交付回数》

1 年度当たり 1 事業実施者につき 1 回まで

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

7. 宇土市まちづくり基金助成金（人材育成につながる取組）

担当課：まちづくり推進課 市民活動支援係



■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

市内に住所を有する者で、将来にわたって本市の人材育成又は地域活性化のため、地域又は団体において指導的な役割を果たしると認められる者

※ 事業実施者が個人の場合は、上記に加え、市税等の滞納がない者

■対象事業等

人材育成及び地域活性化のための先進地（海外を含む。）視察研修等への参加事業。

《助成対象経費》

- ① 旅費（日当は除く。）
- ② 研修受講経費
- ③ その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

- (1) 補助率：1/2 以内
- (2) 限度額：10 万円

※ 1名以上が事業実施者となる場合は 20 万円

■申請時期

随时受付。

ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

《助成金交付回数》

3 年度当たり 1 事業実施者（個人）につき 1 回まで

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則